

ストップ・リニア！訴訟 ニュース

第44号 2025年12月28日発行 発行 リニア新幹線沿線住民ネットワーク

差し戻し審第一回口頭弁論に40名参加



ストップ・リニア訴訟差戻し審の第一回口頭弁論が12月15日に東京地裁で開かれた。開廷に先立ち、13時20分から裁判所前にて橋本事務局長の司会でミニ集会がもたれ、川村訴訟団長、関島弁護団共同代表、差戻し審の原告で意見陳述する川本さんおよび建部さんから挨拶があった。また、支援団体のJR東海労の副委員長からも連帯の挨拶があった。

口頭弁論の内容について

【弁論事項】

- ・原告から第1～第3の準備書面陳述

裁判長 「重複書証などがあり、次回取り調べをする。乙501、丙89以降はすべて今回提出して取り調べ扱いとする」との発言があった。

・続いて原告の川本正彦さん、建部由美子さん、代理人の関島弁護士が意見陳述を行った。

【次回以降の期日】 いずれも103号法廷

- ・2026年3月25日(水)15時から
- ・6月26日(金)14:00～15:00
- ・9月28日(月)14:00～15:00

原告川本正彦氏意見陳述の要旨

愛知県春日井市の原告の川本です。



差し戻し審の開始にあたり、リニア新幹線トンネル工事が行われている春日井市の西尾工区の明知町地内で湧き水の池が枯れる。井戸が枯れるなどの事象について述べます。

1. 2021年から本線トンネル工事本格化

保守トンネルと本線の接続部から200メートル、国道19号近くまで本線トンネル工事を行っている時に、国道19号南側の明知町の住宅地の住民から「昼間、畑で作業中にゆれた」「風呂の水がゆれてあふれた」「夜間ドーンと家がゆれて腰が抜けた」「夜、寝ているときに発破音と振動で起こされた」などの訴えがありました。住民からの苦情を受けて、JR東海は夜間工事を止めざるを得なくなりました。

JR東海は、環境影響評価書で「トンネル工事による発破に伴う騒音、振動は、適切な火薬量による発破工法の採用や防音扉の設置により、確実に低減できる」と称して、環境影響評価項目として選定しませんでした。環境影響評価を行わないで発破工事を行った結果、住民の生活に影響を与える事態を発生させているのです。

2. 本線トンネル工事で、湧き水が枯れる、井戸が枯れる等、異常事態に。

2022年6月、国道19号まで本線トンネル工事が

行われている地点から 440m 離れた神屋工業団地の事業所より、「井戸水が濁り、製品製造に差し障りがあるため数千万円でろ過装置を設置しました。30 年以上こんなことはなかった。このころから事業所の建物の壁にもひびが入り、床が凸凹で水平でなくなったので、JR 東海に来てもらい説明したが、職員は“自然現象”と言って帰っていった」という訴えがありました。

国道 19 号工事地点から 600m 離れた明知町の D さん宅では「井戸水が白く濁った。JR 東海に見てもらったが“自然現象”と言われた」という訴えがありました。

2024 年 3 月、A さん宅の湧き水を蓄えている池の底が見えるくらい水位が下がり、井戸の水位も低下しました。JR 東海に見てもらったが調査もせずに一瞥して「これは“自然現象です”」と言って帰っていった」という訴えがありました。



2025 年 2 月、A さん宅で「湧き水の池が完全に枯れて水道水を入れて鯉を飼っていたが 10 回近く死んでしまった。井戸も枯れました。」ほかに近隣宅でも井戸の水位低下の訴えがあります。

3. 春日井市明知町の水枯れ問題が国会で取り上げられました

2025 年 4 月 15 日衆議院の地域・子ども・デジタル特別委員会で、明知町の水枯れについて JR 東海は、明知町の A さん宅を見に来ているのに「民家の井戸や池の水が低下した旨は承知していない。」と答えています。

現在、20軒近くが水位低下、枯渇しています。JR

東海は住民の訴えに耳を傾けることなく、調査すらしようとしていません。

4. トンネル湧水が急増、深層観測井戸の水位低下
なぜ、明知町で水枯れが起きたのか、発破工事が原因なのか、急激に増加したトンネル湧水との関連はどうか、JR 東海には調査を行うことが求められます。いずれにしても、JR 東海の事前の環境アセスが杜撰であったことを示しています。その杜撰な環境アセスに騙されて工事を認可した国土交通大臣に責任があります。裁判所にはこのことを直視し、国土交通大臣の処分を取り消すよう判断されることを求めます。

原告建部由美子氏 意見陳述要旨

神奈川県相模原市の原告、建部由美子です。



ずさんな環境影響調査に加え、場当たり的な工事を推し進めている「リニア中央新幹線」が相模原市内にどのような悪影響を及ぼしているのかを紹介します。

1 神奈川県駅（仮称）について

地表から掘削する工法で、地下 30m に駅を建設中です。橋本駅前にあった創立 96 年の県立相原高校を移転させ、現在函体工事が行われています。

駅完成後に埋め戻すため、発生土を詰めたフレコンバックが敷地内に高く積み上げられています。



2 第二首都圏トンネルについて

リニアの用地買収未了で未着工です。国道 16 号から相模川までトンネルを掘削するシールドマシ

ンを組み立て中です。

かつて、国道 16 号が真下の工事により 3~5 cmほど隆起した時、JR 東海はリニア工事との因果関係を否定しました。原因を調査したデータの開示を住民が求めたが応じませんでした。また、駅工事ヤードの仮盛土を囲う土嚢が大雨で崩落した時も、対策工事で作る溝のサイズの開示を拒否しました。情報開示をしたがらない態度が住民の不信につながっています。

3 関東車両基地について

長さ 2 km、最大幅 500m の長方形が示されているのみで、建造物の規模や形状は不明で、切土、盛土の改変は 100 ヘクタールにも及びます。現在車両基地の土台部分（標高 304m）を建設中です。

建物は集落中心部よりおよそ 30m（マンション 10 階相当）の高い所にできる予定です。

大きな自然の改変と構造物建築でどのような影響があるのか懸念され、盛土崩落による集落への危険を指摘する専門家もいます。

4 車両基地予定地で森カフェづくり（2016 年 12 月開始）について

トラスト地で森カフェ作業は、ヒノキを間伐し、現場で丸太の皮をむいて製材します。ヒノキのデッキに杉の木を柱にして真っ白なタープテントを竹で吊り上げて屋根にしています。デッキの上で、ドリップコーヒーを飲みながら交流しています。

最期に、裁判長さんに、工事現場を是非とも視察していただきたいとの思いをお伝えして、意見陳述を締めくくります。

弁護団共同代表関島弁護士陳述要旨



第 1 大幅な工事完成時期の延期と工事費の倍増問題は、国土交通大臣の本件認可手続きの杜撰を露呈したものと言えます。

1 工事完成時期の変更と今後の見通しの不透明

参加人は、2023 年 12 月本件認可時点での予定

した 2027 年までの名古屋開業を諦め、完成予定時期を 2027 年以降とし、2023 年 12 月 28 日付で変更の認可を得ざるを得なくなりました。

2 工事費の増大問題

工事費について、参加人は、2025 年 10 月 29 日、2035 年完成を前提として、品川名古屋間の工事費が約 11 兆円かかると発表しました。認可時点の工事費は約 5 兆 5000 億円でしたので倍額に膨れ上がったのです。

3 参加人の財政基盤である東海道新幹線収入一極依存の脆さと、工事費の増大への負担能力の欠如

参加人の財政収入は、東海道新幹線の収入が全体の収入の 9 割を占め、一極に依存しており、東海道新幹線の収入が減収となると極端に財政基盤が脆くなります。

（以下大項目のみ示す）

第 2 参加人の杜撰な環境アセスで国民や沿線住民を騙す姑息なやり方

第 3 環境アセスの杜撰さを示す地下水位低下や地盤沈下地盤隆起等の事故の多発

第 4 まとめ

リニア中央新幹線は、その 86% が地下トンネル工事である為、大量の残土の発生や地盤陥没又は隆起事故や地下水の枯渇問題は容易に予測できるものです。

国土交通大臣の認可はこれら欠陥のある環境アセスを是正せることなく認可しました。

一旦トンネルが掘られてしまうと、将来、参加人が倒産し、又は地震や事故等により工事が完成しなかった場合、巨大なトンネルは無用な遺物として南アルプスの自然や地域の自然や環境を破壊し続け、将来の世代に禍根を残すことになります。原告らの主張を認めることこそ、本件訴訟で裁判所に求められている司法審査の役割であります。

衆議院第1議員会館で行われた 報告集会に43名参加



飯田リニアを考える会
米山さん

橋本事務局長の司会により、川村訴訟団長の挨拶で始まった。横山弁護士から本日の弁論の内容について詳

細な説明があり、陳述した3名からも感想を含めて補充的な意見がありました。また、先月交通事故で亡くなった飯田の春日昌夫さんの死去と葬儀の様子について同会の代表である米山さんが詳しく語ってくれました。(追悼文をお読みください)

追悼 春日昌夫さん



飯田リニアを考える会の事務局長春日昌夫さんは2025年11月19日、交通事故のために、72歳の生涯を閉じられました。

あまりにも突然で、あまりにも早すぎる旅立ちでした。

春日さんは、長野県におけるリニア中央新幹線をめぐる市民運動・とりわけ原告団の中で、誰よりも精力的に活動されてきました。情報を集め、整理し、正確に伝えること。行政や事業者との交渉や協議に臨み、地域の声

を粘り強く届けること。その一つ一つを、決して表に出ることを求めず、淡々と、しかし確固たる信念をもって続けてこられました。

亡くなられるその日も、春日さんは活動の途上におられました。「直接届けたほうが早いから」と、刷り上がったばかりの訴訟ニュースを携え、バイクで一軒一軒、地域を回つておられました。その道すがら、一時停止線を無視したと思われる乗用車との衝突事故に遭われました。死因は外傷性クモ膜下出血。きっと強く地面に頭を打たれたのでしょう。もし車での配布であったなら、あるいは。——そう考えずにはいられません。ただただ、悔しく、残念なりません。

春日さんは、リニア訴訟において南信州地域原告団のとりまとめ役を担い、事務局長として連絡調整から会計、事務作業に至るまで、すべてを引き受けてくださいました。また、「リニアから自然と生活環境を守る沿線住民の会」や「豊丘村の水を守る会」など、いくつもの市民団体の設立と運営に力を尽くされました。その存在は、私たちにとって揺るぎない支えでした。

七十二歳。まだあと少なくとも十数年は、変わらぬ情熱で、地域のために共に歩んでいただけるものと、誰もが疑っていなかつたはずです。その無念さは、言葉では言い尽くせません。

春日さんが守ろうとされた自然、生活、そして人と人とのつながりは、確かに私たちの中に受け継がれています。これからは、残された私たちが、その志を胸に歩んでまいります。どうか今は、すべての重荷を下ろし、安らかにお眠りください。

このことを心に誓い活動に勤しむ決意を新たにしています。

2025年12月19日

飯田リニアを考える会代表 米山義盛

<訴訟団としての次の裁判>

◎ 控訴審第8回期日 2026年2月5日 13:30